令和元年度決算
草加市連結財務書類について

令和3年3月

草加市

＜目次＞

１．連結財務書類の概要
１．１．　作成モデル　・・・1
１．２．　対象範囲　・・・1
１．３．　対象年度　・・・1
１．４．　連結財務書類の構成　・・・1

２．各会計・法人の財務書類作成方法
２．１．　一般会計等　・・・4
２．２．　連結財務書類の作成　・・・6
２．３．　法定決算書類の連結修正（資産・負債等の修正）　・・・7
２．４．　法定決算書類の連結修正（出納整理期間中の現金受払の調整）　・・・10
２．５．　純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去）　・・・10

３．連結財務書類の解説
３．１．　財務書類４表の相互関係　・・・12
３．２．　貸借対照表　・・・12
３．３．　行政コスト計算書　・・・17
３．４．　純資産変動計算書　・・・19
３．５．　資金収支計算書　・・・21
３．６．　連結財務書類　・・・21

４．連結財務書類の分析
４．１．　一般会計等　・・・23
４．２．　連結財務書類　・・・24

１．連結財務書類の概要

１．１．　作成モデル

統一的な基準に基づいて作成している。統一的な基準については、以下の報告書で示されている。

○　総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成 26 年 4 月）
○　総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成 27 年 1 月）
○　総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成 28 年 5 月改訂）
○　総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（令和元年 8 月改訂）

１．２．　対象範囲

図表の会計・法人を連結の対象としている。

１．３．　対象年度

令和元年度決算を対象にしている。

１．４．　連結財務書類の構成

連結財務書類は図表の財務書類及び附属明細書で構成されている。なお、一部の付属明細書についてはデータの制約により作成していない。

図表．連結の対象となった会計・法人

会計区分	会計・法人名
一般会計等	－
地方公営事業会計（９会計）	水道事業 病院事業 宅地造成事業 駐車場事業 介護サービス事業 国民健康保険事業 介護保険事業 交通災害共済事業 後期高齢者医療事業
一部事務組合・広域連合（６団体）	東埼玉資源環境組合 彩の国さいたま人づくり広域連合 埼玉県後期高齢者医療広域連合 草加八潮消防組合 埼玉県都市競艇組合 埼玉県市町村総合事務組合
地方三公社（１団体）	草加市土地開発公社
第三セクター等（４団体）	（株）アコス （公財）草加市文化協会 （公財）草加市体育協会 （社福）草加市社会福祉事業団

１．５．　連結財務書類の構成

連結財務書類は以下の財務書類及び附属明細書で構成されている。

図表．財務書類及び附属明細書

種別	財務書類及び附属明細書	対象となる会計・法人
一般会計等財務書類４表	貸借対照表 行政コスト計算書 純資産変動計算書 資金収支計算書	一般会計等
一般会計等附属明細書	有形固定資産の明細 有形固定資産の行政目的別明細 投資及び出資金の明細 基金の明細 貸付金の明細 長期延滞債権の明細 未収金の明細 地方債（借入先別）の明細 地方債（利率別）の明細 地方債（返済期間別）の明細 特定の契約条項が付された地方債の概要 引当金の明細 補助金等の明細 財源の明細 財源情報の明細 資金の明細 行政コスト計算書に係る行政目的別の明細	一般会計等
全体の財務書類４表	全体貸借対照表 全体行政コスト計算書 全体純資産変動計算書 全体資金収支計算書	一般会計等 地方公営事業会計
連結財務書類４表	連結貸借対照表 連結行政コスト計算書 連結純資産変動計算書 連結資金収支計算書	一般会計等 地方公営事業会計 一部事務組合・広域連合 地方三公社 第三セクター等

２．各会計・法人の財務書類作成方法

連結対象となった会計・法人では以下のような方法で財務書類を作成している。詳しくは「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を参照されたい。

２．１．　一般会計等

２．１．１．基本的な考え方

一般会計等では歳入歳出伝票、決算統計及び決算書に基づいて財務書類を作成している。ただし、以下の項目では追加でデータを整備する。

① **有形固定資産**：固定資産台帳
② **無形固定資産**：固定資産台帳
③ **投資及び出資金**
- ○ **有価証券**
  - ➢ **満期保有目的**
    - ・ **市場価格あり**：償却原価法によって算定された価額、ただし市場価格が著しく下落した場合（３０％以上低下した場合）には回復する見込みがあると認められる場合を除き市場価格、差額は臨時損失に計上
    - ・ 市場価格なし：償却原価法によって算定された価額
  - ➢ **満期保有目的以外**
    - ・ **市場価格あり**：基準日時点における市場価格、差額は資産評価差額に計上、ただし市場価格が著しく下落した場合（３０％以上低下した場合）には回復する見込みがあると認められるときを除き差額を臨時損失に計上
    - ・ **市場価格なし**：取得原価または償却原価、ただし実質価額が著しく低下した場合（３０％以上低下した場合）には差額を臨時損失に計上
- ○ **出資金**
  - ➢ **市場価格あり**：基準日時点における市場価格、差額は資産評価差額に計上、ただし市場価格が著しく下落した場合（３０％以上低下した場合）には回復する見込みがあると認められるときを除き差額を臨時損失に計上
  - ➢ **市場価格なし**
    - ・ **連結対象団体以外**：出資金額、ただし、出資金の価値が著しく低下した場合（３０％以上低下した場合）には差額を臨時損失に計上

・　**連結対象団体**：出資金額、ただし、実質価額が著しく低下した場合（３０％以上低下した場合）は差額を投資損失引当金と投資損失引当金繰入額に計上

④　**長期延滞債権**：滞納繰越調定収入未済の収益及び財源、増減額は各収益に計上

⑤　**徴収不能引当金**

○　**原則**：債権全体または同種・同類の債権ごとに債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定、増減額は徴収不能引当金繰入額に計上

○　**容認**：他の方法によることがより適当であると認められる場合には当該方法により算定、増減額は徴収不能引当金繰入額に計上

⑥　**未収金**：現年調定現年収入未済の収益及び財源、増減額は各収益に計上

⑦　**棚卸資産**：売却を目的として保有している資産、会計年度末の帳簿価額と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上

⑧　**長期未払金・未払金**：債務負担行為で確定債務と見なされるもの、増減額は性質によって資産または費用として計上

⑨　**退職手当引当金**：原則として期末自己都合要支給額により算定、増減額は退職手当引当金繰入額に計上

○　一般職に属する職員は以下のＡとＢの合計額

○　特別職に属する職員はＣで求めた額

Ａ）基本額：勤続年数ごとの（職員数×平均給料月額×自己都合退職支給率）を合計したもの

Ｂ）調整額：次のいずれか

a）イ及びロに掲げる額を合計した額

イ　勤続年数が２５年以上の職員：該当職員区分の調整月額に５０を当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に１０をそれぞれ乗じて得た額の合算額

ロ　勤続年数が１０年以上２５年未満の職員：該当職員区分の調整月額に５０を、当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に１０をそれぞれ乗じて得た額との合算額に２分の１を乗じて得た額

b）Ａで求めた額に次の算式により算定した数値を乗じて得た額

前年度に自己都合退職した者に支給した調整額の合計額を、前年度に自己都合退職した者について、現条例の基本額の算定方法に基づいて算定される額の合計額で除して得た額

Ｃ）特別職に属する職員の退職手当引当金：当該職員全員が当該年度の前年度の末日に自己都合退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額

⑩　**損失補償等引当金**：履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上、増減額は損失補償等引当金繰入額として計上

⑪　**未払費用**：一定の契約に従い継続して役務提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないもの、増減額は各費用に計上

⑫　**前受金**：基準日時点において代金の納入は受けているがこれに対する義務の履行を行っていないもの、増減額は各収益に計上

⑬　**前受収益**：一定の契約に従い継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの、増減額は各収益に計上

⑭　**賞与等引当金**：基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び法定福利費を計上、増減額は賞与引当金繰入額に計上

賞与等引当金計上額＝（Ａ＋Ｂ）＊ Ｘ／Ｙ
Ａ：在籍者に対する６月支給予定の期末・勤勉手当総額
Ｂ：法定福利費相当額
Ｘ：前年度支給対象期間（対象期間開始日から３月３１日まで）
Ｙ：全支給対象期間Ｙ（６ヶ月）

⑮　**預り金**：基準日時点において第三者から寄託された資産に係る見返負債

２．１．２．財務諸表計上内容の説明

令和元年度は以下のような方針で財務書類を作成している。

①　**投資及び出資金**
　○　**出資金・市場価格なし・連結対象団体以外**：主要な出資団体の動向が不明なため、強制低価減を適用しない

②　**徴収不能引当金**：過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定

③　**退職手当引当金**：「地方財政の健全化に関する法律」（平成 19 年 6 月 22 日公布）における将来負担比率の算定方法に基づいて算定

２．２．　連結財務書類の作成

連結財務書類は以下の段階で作成される。法定決算書類の読替については「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の連結科目対応表を参照されたい。

① 法定決算書類の読替
② 法定決算書類の連結修正（資産・負債等の修正）
③ 法定決算書類の連結修正（出納整理期間中の現金受払の調整）
④ 純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去）

２．３． 法定決算書類の連結修正（資産・負債等の修正）

各会計の法定決算書類の連結修正（資産・負債等の修正）は以下の通りである。

２．３．１． 地方公営事業会計（法適用企業会計を除く）

一般会計等に準拠する。

２．３．２． 地方公営事業会計（法適用企業会計）

２．３．２．１． 基本的な考え方

原則として決算統計及び決算書に基づいて財務書類を作成している。ただし、以下の項目では追加でデータを整備する。

① 投資及び出資金
　○ 原則：一般会計等に準拠
　○ 容認：法定決算書類
② 徴収不能引当金
　○ 原則：一般会計等に準拠
　○ 容認：法定決算書類
③ 退職手当引当金
　○ 原則：一般会計等に準拠
　○ 容認：法定決算書類
④ 賞与引当金
　○ 原則：一般会計等に準拠
　○ 容認：法定決算書類

２．３．２．２． 財務諸表計上内容の説明

令和元年度は以下のような方針で財務書類を作成している。

① **投資及び出資金**：法定決算書類
② **徴収不能引当金**：法定決算書類
③ **退職手当引当金**：法定決算書類
④ **賞与引当金**：法定決算書類

２．３．３．一部事務組合・広域連合

２．３．３．１．基本的な考え方

各組合で作成された財務書類を使用する。

２．３．３．２．財務諸表計上内容の説明

各組合で作成された財務書類を使用している。

２．３．４．地方三公社

２．３．４．１．基本的な考え方

原則として決算統計及び決算書に基づいて財務書類を作成している。ただし、以下の項目では追加でデータを整備する。

① **投資及び出資金**
　○ **原則**：一般会計等に準拠
　○ **容認**：法定決算書類
② **徴収不能引当金**
　○ **原則**：一般会計等に準拠
　○ **容認**：法定決算書類
③ **退職手当引当金**
　○ **原則**：一般会計等に準拠
　○ **容認**：法定決算書類
④ **賞与引当金**
　○ **原則**：一般会計等に準拠
　○ **容認**：法定決算書類

２．３．４．２．　財務諸表計上内容の説明

令和元年度は以下のような方針で財務書類を作成している。

① **投資及び出資金**：法定決算書類
② **徴収不能引当金**：法定決算書類
③ **退職手当引当金**：法定決算書類
④ **賞与引当金**：法定決算書類

２．３．５．　第三セクター等

２．３．５．１．　基本的な考え方

原則として決算統計及び決算書に基づいて財務書類を作成している。ただし、以下の項目では追加でデータを整備する。

① **投資及び出資金**
　○ **原則**：一般会計等に準拠
　○ **容認**：法定決算書類
② **徴収不能引当金**
　○ **原則**：一般会計等に準拠
　○ **容認**：法定決算書類
③ **退職手当引当金**
　○ **原則**：一般会計等に準拠
　○ **容認**：法定決算書類
④ **賞与引当金**
　○ **原則**：一般会計等に準拠
　○ **容認**：法定決算書類

２．３．５．２．　財務諸表計上内容の説明

令和元年度は以下のような方針で財務書類を作成している。

① **投資及び出資金**：法定決算書類
② **徴収不能引当金**：法定決算書類
③ **退職手当引当金**：法定決算書類

④　**賞与引当金**：法定決算書類

２．４．　法定決算書類の連結修正（出納整理期間中の現金の受払い等の調整）

出納整理期間の定めがある会計・団体と、定めのない会計・団体・法人との間で取引があり、出納整理期間中に当該年度に帰属する資金の授受がある場合には、現金の受払い等が終了したものとして調整する。

２．５．　純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去等）

２．５．１．　基本的な考え方

以下のような類型がある。

①　**投資と資本の相殺消去（残高の相殺消去）**
②　**貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去（残高の相殺消去）**
③　**補助金支出と補助金収入（取引高の相殺消去）**
④　**会計間の繰入れ・繰出し（取引高の相殺消去）**
⑤　**資産購入と売却の相殺消去（取引高の相殺消去）**
　○　**原則**：相殺消去の対象に含める
　○　**容認**：相殺消去の対象から除く
⑥　**委託料の支払と受取（取引高の相殺消去）**
　○　**原則**：相殺消去の対象に含める
　○　**容認**：相殺消去の対象から除く
⑦　**利息の支払と受取（取引高の相殺消去）**
　○　**原則**：相殺消去の対象に含める
　○　**容認**：相殺消去の対象から除く
⑧　**連結対象法人等の間で内部取引として認識している金額が一致しない場合**：重要な不一致がある場合を除き、いずれかの団体等で把握された金額（例. 一般会計側で認識している金額や金額の大きい団体側の金額）により相殺消去を行うことができる
⑨　**水道料金、下水道料金、施設使用料等条例で金額が定められているものをはじめ、相対取引で金額が決定されたものを除く取引**：相殺消去の対象から除くことができる
⑩　**①と②を除き年間取引総額が少額（例. 100 万円未満）の取引**：相殺消去の対象から除くことができる
⑪　**住民税や固定資産税等の税金**：相殺消去の対象から除くことができる

２．５．２．財務諸表計上内容の説明

令和元年度は以下のような方針を採用している。

① **資産購入と売却の相殺消去（取引高の相殺消去）**：相殺消去の対象から除く
② **連結対象法人等の間で内部取引として認識している金額が一致しない場合**：原則として一般会計等で把握された金額により相殺消去を行う
③ **水道料金、下水道料金、施設使用料等条例で金額が定められているものをはじめ、相対取引で金額が決定されたものを除く取引**：相殺消去の対象から除く
④ **住民税や固定資産税等の税金**：相殺消去の対象から除く

３．連結財務書類の解説

財務書類４表との相互関係とその内容は以下のとおりである。なお、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書は一般会計等を前提とした解説である。連結財務書類は一般会計等に準じているため、連結財務書類については一般会計等に追加して解説が必要な点だけを取り上げている。

３．１．　財務書類４表の相互関係

財務書類４表は以下のような関係となっている。図表のとおり、貸借対照表の純資産は純資産変動計算書の本年度末純資産残高と一致する。また、貸借対照表の現金預金は原則として資金収支計算書の本年度末現金預金残高と一致する。さらに、行政コスト計算書の純行政コストは純資産変動計算書に「純行政コスト」として計上される。

図表Ⅲ－１．財務書類４表の相互関係

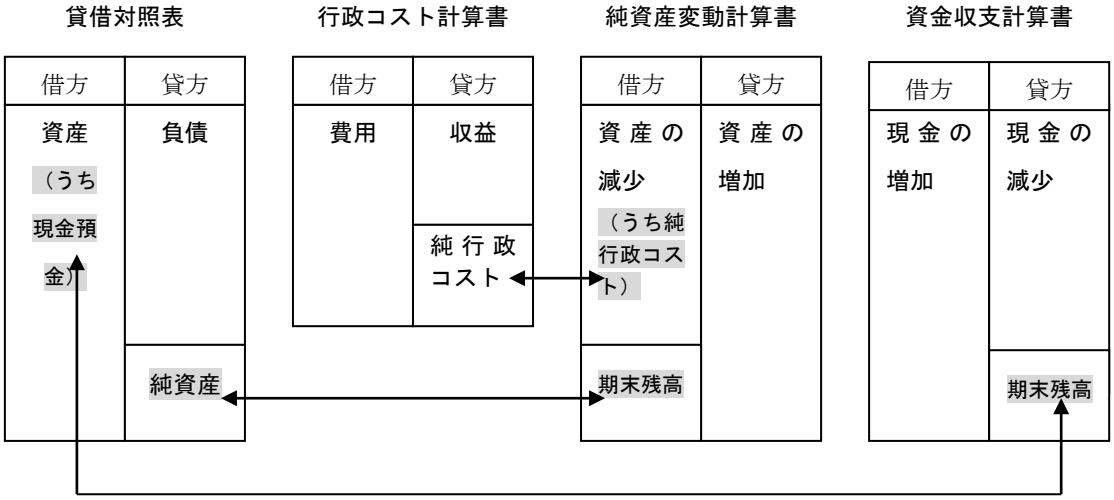

３．２．　貸借対照表

貸借対照表は、年度末時点における財産（資産）とその調達財源（負債・純資産）の状況を示したものである。調達財源のうち、負債と純資産は返済義務の有無で区別される。負債は返済義務がある財源であり、純資産は返済義務がない財源である。

＜資産の部＞

３．２．１．固定資産

①　有形固定資産

有形固定資産は「事業用資産」、「インフラ資産」及び「物品」から構成される。計上される金額は固定資産台帳に基づき原則として取得価額で評価され、再評価は行わない。適切な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達価額で計上される。ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地については原則として備忘価額 1 円とされる。さらに、原則としてリース資産のうちファイナンス・リース取引、ＰＦＩ等の手法により整備した資産も計上される。

②　無形固定資産

無形固定資産は「ソフトウェア」「その他」から構成される。計上される金額は固定資産台帳に基づき原則として取得価額で評価され、再評価は行わない。適切な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達価額で計上される。

③　投資及び出資金

投資及び出資金は「有価証券」、「出資金」及び「その他」から構成される。有価証券は保有している債券等である。出資金は公有財産として管理されている出資等である。出捐金は出資金に含めて計上される。その他は上述以外の投資及び出資金である。

④　投資損失引当金

投資損失引当金は、市場価格のない投資及び出資金のうち連結対象団体及び会計に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合の実質価額と取得価額との差額である。

⑤　長期延滞債権

長期延滞債権は滞納繰越調定収入未済の収益及び財源である。

⑥　長期貸付金

長期貸付金は、地方自治法第２４０条第１項に規定する債権である貸付金のうち流動資産に区分されるもの以外のものである。

⑦　基金

基金は基金のうち流動資産に区分されるもの以外のものである。「減債基金」及び「その他」から構成される。

⑧　徴収不能引当金

徴収不能引当金は投資その他の資産の債権のうち回収不能な金額である。

３．２．２．流動資産

①　現金預金

現金預金は現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（３ヶ月以内の短期投資等）から構成される。このうち現金同等物は、短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する現金預金の受払いも含み、資金管理方針等で歳計現金等の保管方法として定めた預金である。なお、歳計外現金及びそれに対応する負債は、その残高を貸借対照表に計上する。

②　未収金

未収金は現年調定現年収入未済の収益及び財源である。

③　短期貸付金

短期貸付金は貸付金のうち翌年度に償還期限が到来するものである。

④　基金

基金は財政調整基金及び減債基金のうち流動資産に区分されるものである。「財政調整基金」、「減債基金」から構成される。

⑤　棚卸資産

棚卸資産は売却を目的として保有している資産である。

⑥　徴収不能引当金

徴収不能引当金は流動資産の債権のうち回収不能な金額である。

＜負債の部＞

３．２．３．固定負債

①　地方債

地方債は地方債のうち償還予定が１年超のものである。

②　長期未払金

長期未払金は、債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外のものである。

③　退職手当引当金

退職手当引当金は退職手当のうち既に労働提供が行われている部分である。

④　損失補償等引当金

損失補償等引当金は、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額である。

３．２．４．流動負債

①　１年内償還予定地方債

１年内償還予定地方債は、地方公共団体が発行した地方債のうち、１年以内に償還予定のものである。

②　未払金

未払金は、基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、

または合理的に見積もることができるものである。

③　未払費用

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないものである。

④　前受金

前受金は、基準日時点において代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないものである。

⑤　前受収益

前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたものである。

⑥　賞与等引当金

賞与等引当金は、基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び法定福利費である。

⑦　預り金

預り金は、基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債である。

＜純資産の部＞

３．２．５．固定資産等形成分

固定資産等形成分は、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、原則として金銭以外の形態（固定資産等）で保有される。具体的には、有形固定資産＋無形固定資産＋投資及び出資金＋貸付金＋基金で計算される。

３．２．６．余剰分（不足分）

余剰分（不足分）は、費消可能な資源の蓄積をいい、原則として金銭の形態で保有される。具体的には、資産合計－負債合計－固定資産等形成分で計算される。余剰分は将来自由に使える財源を表している。余剰分（不足分）は通常はマイナスとなる。これは、将来の財源（税収など）の一部の使途が既に拘束されていることを表している。

図表．余剰（不足）分の仕組み

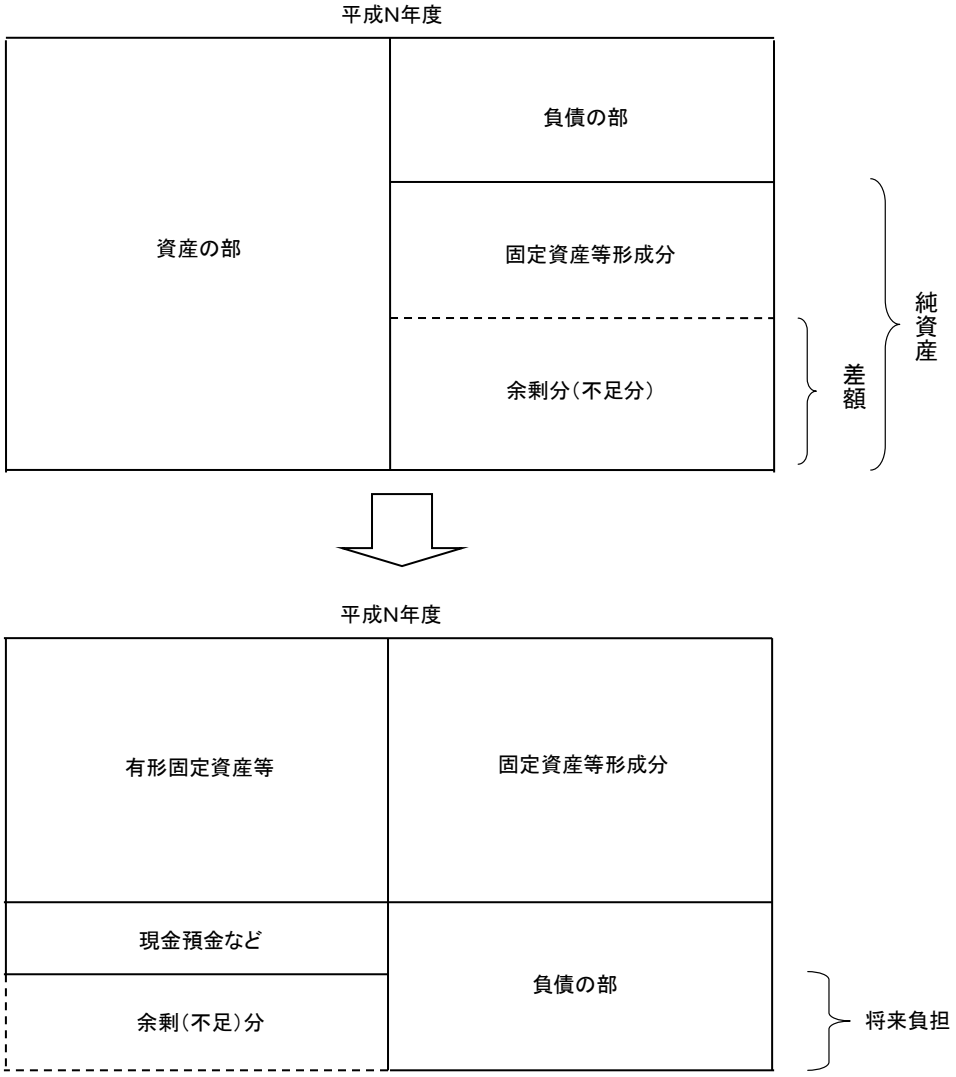

３．３．　行政コスト計算書

行政コスト計算書は、会計期間中の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成する。行政コスト計算書は、「経常費用」、「経常収益」、「臨時損失」及び「臨時利益」から構成される。

３．３．１． 経常費用

経常費用は「業務費用」及び「移転費用」から構成される。

業務費用は「人件費」、「物件費等」及び「その他の業務費用」から構成される。人件費は「職員給与費」、「賞与等引当金繰入額」、「退職手当引当金繰入額」及び「その他」から構成される。職員給与費は職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用である。賞与等引当金繰入額は賞与等引当金の当該会計年度発生額である。退職手当引当金繰入額は退職手当引当金の当該会計年度発生額である。その他は上述以外の人件費である。物件費等は「物件費」、「維持補修費」、「減価償却費」及び「その他」から構成される。物件費は職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費といった消費的性質の経費であって、資産計上されないものである。維持補修費は資産の機能維持のために必要な修繕費等である。減価償却費は一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額である。その他は上述以外の物件費等である。その他の業務費用は「支払利息」、「徴収不能引当金繰入額」及び「その他」から構成される。支払利息は地方債等に係る利息負担金額である。徴収不能引当金繰入額は徴収不能引当金の当該会計年度発生額である。その他は上述以外のその他の業務費用である。

移転費用は「補助金等」、「社会保障給付」、「他会計への繰出金」及び「その他」から構成される。補助金等は政策目的による補助金等である。社会保障給付は社会保障給付としての扶助費等である。他会計への繰出金は地方公営事業会計に対する繰出金である。その他は上述以外の移転費用である。

３．３．２． 経常収益

経常収益は、収益の定義（一会計期間中における活動の成果として、資産の流入もしくは増加、または負債の減少の形による経済的便益またはサービス提供能力の増加であって、純資産の増加原因）に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものをいう。経常収益は「使用料及び手数料」及び「その他」から構成される。使用料及び手数料は、一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭をいう。その他は上述以外の経常収益をいう。地方税、地方交付税、地方譲与税や繰入金、分担金・負担金・寄付金などの収入は純資産変動計算書の財源に「税収等」として計上される。

３．３．３． 純経常行政コスト

純経常行政コストは経常費用－経常収益で計算される。

３．３．４． 臨時損失

臨時損失は費用のうち臨時に発生するものをいう。臨時損失は「災害復旧事業費」、「資産除売却損」、「投資損失引当金繰入額」、「損失補償等引当金繰入額」及び「その他」から構成される。災害復旧事業費は災害復旧に関する費用である。資産除売却損は資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額である。投資損失引当金繰入額は投資損失引当金の当該会計年度発生額である。損失補償等引当金繰入額は損失補償等引当金の当該会計年度発生額である。

３．３．５． 臨時利益

臨時利益は収益のうち臨時に発生するものをいう。臨時利益は「資産売却益」及び「その他」から構成される。資産売却益は資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額である。

３．３．６． 純行政コスト

純行政コストは純経常行政コスト＋臨時損失－臨時利益で計算される。

３．４． 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、会計期間中の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高）を明らかにすることを目的として作成する。

３．４．１． 前年度末純資産残高

原則として前年度末の貸借対照表の純資産の部における各科目の計上額である。

３．４．２． 純行政コスト

行政コスト計算書における「純行政コスト」が転記される。

３．４．３． 財源

財源は「税収等」及び「国県等補助金」から構成される。税収等は、地方税、地方交付

税及び地方譲与税等である。国県等補助金は国庫支出金及び都道府県支出金等である。

財源が純行政コストよりも大きければ、当年度の行政コストが当年度の財源で賄えていると言える。反対に、財源が純行政コストよりも小さければ、当年度の行政コストが当年度の財源でも賄えていないと言える。この場合、不足している財源は臨時財政対策債などの特例債の発行や財政調整基金などの基金の取り崩しでカバーしていることになる。指標で表すと、純行政コスト／財源（%）が１００%を下回っている場合は、当年度の行政コストが当年度の財源で賄えていることになる。

３．４．４．固定資産等の変動（内部変動）

○ **有形固定資産等の増加**：有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加額または有形固定資産及び無形固定資産の形成のために支出（または支出が確定）した金額である。原則として資金収支計算書の公共施設等整備支出と一致する。

○ **有形固定資産等の減少**：有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額または有形固定資産及び無形固定資産の売却収入（元本分）、除却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額である。

○ **貸付金・基金等の増加**：貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額である。原則として資金収支計算書の基金積立金支出＋投資及び出資金支出＋貸付金支出と一致する。

○ **貸付金・基金等の減少**：貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等をいう。

３．４．５．資産評価差額

資産評価差額は有価証券等の評価差額である。

３．４．６．無償所管換等

無償所管換等は無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等である。

３．４．７．　本年度末純資産残高

純資産変動計算書の各項目の合計額である。貸借対照表の純資産の部の各表示区分（固定資産等形成分及び余剰分（不足分））と一致する。

３．５．　資金収支計算書

資金収支計算書は、資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成する。歳計外現金は資金収支計算書の資金の範囲には含めない。ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示する。本年度末資金残高に本年度末歳計外現金残高を加えたものは、貸借対照表の資産の部の現金預金と一致する。

３．５．１．業務活動収支

業務活動収支は「業務支出」、「業務収入」、「臨時支出」及び「臨時収入」から構成される。業務活動に係る収入及び支出が計上される。

３．５．２．投資活動収支

投資活動収支は、「公共施設等整備費支出」、「基金積立金支出」、「投資及び出資金支出」、「貸付金支出」及び「その他の支出」から構成される投資活動支出と「国県等補助金収入」、「基金取崩収入」、「貸付金元金回収収入」、「資産売却収入」及び「その他の収入」から構成される投資活動収入が計上される。

３．５．３．財務活動収支

財務活動収支には、「地方債償還支出」及び「その他の支出」から構成される財務活動支出と「地方債発行収入」及び「その他の収入」から構成される財務活動収入が計上される。

３．６．　連結財務書類

３．６．１．　連結の範囲

連結の範囲は、一般会計等、地方公営事業会計、地方独立行政法人、地方三公社、一部事務組合・広域連合、第三セクター等である。一部事務組合・広域連合については、自らが加入するすべての一部事務組合・広域連合が連結対象となる。第三セクター等については、出資比率が５０％以上の法人はすべて連結対象となる。出資比率が５０％未満の法人については、役員の派遣、財政支援等の実態や、出資及び損失補償等の財政支援の状況を総合的に勘案し、その第三セクター等の業務運営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合には連結対象となる。複数の団体が共同して設立する地方独立行政法

人・地方三公社については、出資割合や財政支出等の状況等から、業務運営に主導的な立場を確保している地方公共団体の連結対象とされ、その他の地方公共団体においては連結対象とされない。ただし、業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合、活動実態等に応じて比例連結を行う。

３．６．２．連結の方法

原則として全部連結（連結対象となった会計・法人の資産・負債を全て計上）される。ただし、一部事務組合・広域連合は規約に基づく経費負担割合に応じて比例連結される。ただし、直近の複数年度において大幅な経費負担割合の変動があった場合や当該年度の経費負担がない場合など、当該年度の経費負担割合によることが合理的でない場合は、一定期間の経費負担割合の平均を用いるなど、構成団体が協議して合理的な割合を決定することができる。なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成２０年総務省令第８号。以下「財政健全化法施行規則」といいます。）第１３条第１号における「当該組合の加入団体間であん分方法が取り決められている組合」については、当該あん分方法に応じた比例連結を行う。また、地方独立行政法人、地方三公社、第三セクター等であっても、業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合、活動実態等に応じて比例連結する。

４．連結財務書類の分析

草加市の連結財務書類を分析すれば以下のとおりとなる。

４．１．　一般会計等

①　社会資本等形成の世代間負担比率（地方債残高／有形・無形固定資産合計）（%）＝１０．９%

社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握する。草加市の社会資本等はこれまでの世代によって既に負担された割合が大きいことがわかる。なお、地方債残高から特例地方債を控除している。

②　歳入額対資産比率（資産合計／歳入総額）＝３．３年

地方公共団体の資産形成の度合いを測る。草加市は資産の形成に約３年分の歳入が充当されている。

③　受益者負担比率（経常収益／経常費用）（%）＝５．１%

行政サービスの提供に対する受益者負担の割合。草加市は受益者が約５%負担していることがわかる。

④　有形固定資産減価償却率（減価償却累計額／償却資産＋減価償却累計額）（%）＝５６．７%

耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握する。草加市は耐用年数に比べて償却資産全体で５６．７%取得から経過していることがわかる。

⑤　基礎的財政収支（業務活動収支（支払利息支出を除く）＋投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く））＝△１，４５９，８６１千円

地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す。当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率が増加しないとされている。

４．２．　連結財務書類

連結財務書類４表の分析では連結倍率指標を用いる。連単倍率指標では一般会計等を１とした場合に、連結の対象を広げることによってどのように変化したかをみる。

貸借対照表をみると、有形固定資産は地方公営事業を連結しても１．１９倍、一部事務組合・地方三公社・第三セクターを連結しても１．２４倍とあまり変化はない。資産合計についても同様であり、地方公営事業を連結しても１．２１倍、一部事務組合・地方三公社・第三セクターを連結しても１．２８倍とあまり変化はない。さらに、負債合計についても同様であり、地方公営事業を連結しても１．３６倍、一部事務組合・地方三公社・第三セクターを連結しても１．４４倍とあまり変化はない。草加市は連結対象の影響はあまり大きくないと言える。また、純行政コストは地方公営事業を連結することで１．５４倍、一部事務組合・草加市土地開発公社・第三セクターを連結すると１．９５倍となっている。行政コストについては国民健康保険事業と埼玉県後期高齢者医療広域連合の影響が大きくなっている。また、国民健康保険事業の徴収不能引当金繰入額は他の会計に比べて大きくなっている。

＜貸借対照表＞

	一般会計等	一般会計等 ～地方公営事業	一般会計等 ～第三セクター等
有形固定資産	1.00	1.19(1.19)	1.24(1.25)
流動資産	1.00	1.54(1.67)	1.86(2.01)
資産合計	1.00	1.21(1.22)	1.28(1.30)
負債合計	1.00	1.36(1.39)	1.44(1.49)
純資産合計	1.00	1.15(1.16)	1.22(1.22)

＜行政コスト計算書＞

	一般会計等	一般会計等 ～地方公営事業	一般会計等 ～第三セクター等
経常費用	1.00	1.72(1.81)	2.19(2.30)
人件費	1.00	1.63(1.70)	1.94(2.06)
物件費等	1.00	1.58(1.71)	1.87(2.05)
その他の業務費用	1.00	4.69(3.49)	5.19(3.76)
補助金等	1.00	1.75(1.86)	1.81(1.91)
社会保障給付	1.00	2.56(2.58)	3.84(3.82)
経常収益	1.00	5.08(5.66)	6.67(7.44)
純経常行政コスト	1.00	1.54(1.61)	1.95(2.04)
純行政コスト	1.00	1.54(1.61)	1.95(2.03)

＜資金収支計算書＞

	一般会計等	一般会計等 ～地方公営事業	一般会計等 ～第三セクター等
業務活動収支	1.00	1.46(1.19)	1.59(1.29)
投資活動収支	1.00	1.41(1.50)	1.43(1.59)
財務活動収支	1.00	0.54(△13.0)	0.23(△8.57)